

NPO 法人は 役員変更届の提出 が必要です



役員に変更があったとき変更後遅滞なく提出

NPO法人は、次のような役員の変更があった場合には、高槻市長あてに「役員変更等届出書」の提出が必要です。（なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。）

- ① 新しく役員が就任した場合（欠員補充、増員を含む）
- ② 役員の氏名・住所に変更があった場合
- ③ 役員が再任された場合
- ④ 役員が任期満了で退任した場合
- ⑤ 役員が死亡した場合
- ⑥ 役員が辞任した場合
- ⑦ 役員が解任された場合



変更なくとも届出が必要 2年ごとに提出してください。

NPO法人は、役員が再任の場合でも、高槻市への届出と法務局への登記の変更が必要です。役員の任期は、特定非営利活動促進法において、2年以内と定められていますので、役員の入れ替わりがなくても少なくとも2年ごとに再任の届出、登記の変更を行ってください。

なお、登記を怠ると過料が課せられる場合があります。登記に関する事項については、法務局へお問合せください。

〔必要な書類〕※様式は市ホームページからダウンロードできます。

順番	書類の名称	部 数	チェック
1	役員変更等届出書（様式第4号（第4条関係））	1 部	
2	変更後の役員名簿	2 部	
3	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー） （新任の場合のみ）	1 部 ※	
4	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） （新任の場合のみ）	1 部 ※	

※ 3及び4の書類は、新任（理事であった役員が監事となった場合（逆のケースも同じ）を含む。）の場合のみ提出してください。

〔届出の提出前にチェック〕

- ☐ 上記〔必要な書類〕の提出書類は必要部数準備できていますか？
- ☐ 役員が新たに就任した場合、就任承諾及び誓約書（上記3）及び住民票等（上記4）は準備できていますか？
- ☐ 変更後の役員の数、定款に定める定数内ですか？
- ☐ 変更後の役員名簿は、理事、監事を区分し役員を記載していますか？
- ☐ 変更後の役員名簿は、役員報酬の有無を明確に記載していますか？



〔問合せ〕高槻市役所 市民生活環境部 コミュニティ推進室

TEL (072) 674-7462

市ホームページ：<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>